

第5章 京都大学本部構内A T22区の発掘調査

笹川尚紀

1 調査の概要

本調査区は京都大学本部構内の南西隅に位置し、吉田本町遺跡に含まれる（図版1-403）。ここに自家発電設備の新営が計画されたため、予定地すべての発掘調査をおこなった。調査期間は2013年11月13日から12月12日、調査面積は62㎡である。出土遺物は近世のものが大半を占め、その総量は整理箱6箱強であった。

北に近接する277地点からは、中世および近世の白川道の遺構が確認されており、本調査区からもそれらがみつかることは十分に予想された。くわえて、本調査区は尾張藩の吉田屋敷の範囲内になると思われる、それにかかわる遺構が検出される可能性が存した。よって、それら事柄に注意をはらいつつ、とくに近世以前における土地利用の移りかわりについて明らかにすることを目的に、発掘調査を進めた。

2 層位

本調査区の一部を深掘りしたところ、硬化面が認められたので、その高さくらいまで機械掘削をおこなった。その結果、硬化面が本調査区の過半を占めているのが判然となった。硬化面は幕末の白川道の路面に相当する。そのような近世の白川道にたいしては、SF1の呼称をあたえた。くわえて、SF1と直交する方向に、土層観察用の畔をもうけた。その北東側の層位を示すと、図117のようになる。

本調査区北西隅の第1層の灰褐色土は近世、第2層の茶褐色土は中世の遺物包含層となる。それら以外の大部分は、東西溝SD1、近世白川道側溝SD2、中世白川道SF2と、遺構にかかわる層となるので、第3・4節においてくわしくふれていくことにしたい。なお、それら遺構の下には、粘土層および砂層がひろがっており、弥生時代前期末の洪水性堆積物となる黄色砂はいっさいみうけられなかった。

ちなみに、現地表面の標高は約56.2m、硬化面のもっとも高いところのそれは約54.2mとなるので、2mくらい重機を使って掘り下げたことになる。そこで、SF1上面までの本調査区南壁の層位を述べておくと、約1.2mが表土・攪乱、約0.8mが灰白色砂および黄色砂がところどころにまじる灰黄褐色土となる。後者にかんしては、のちに説明するよう

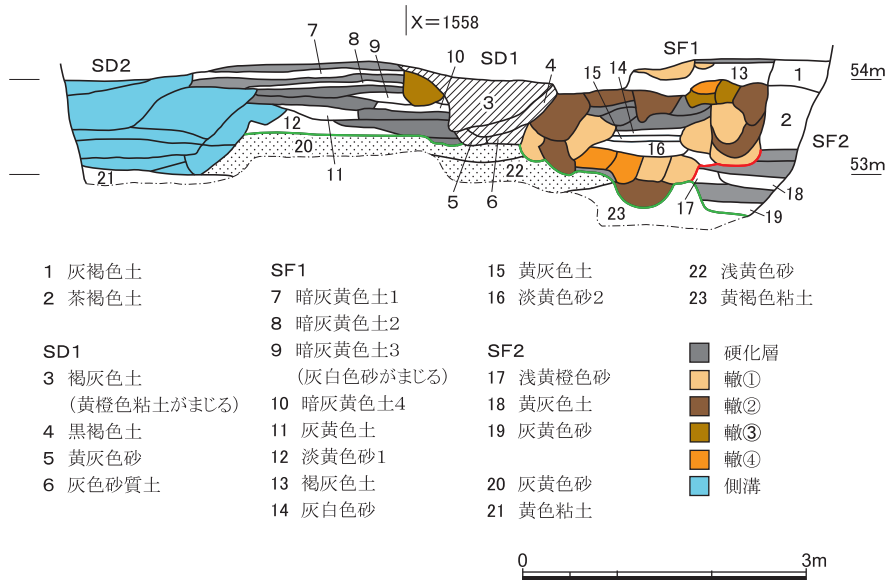


図117 SD1・SF1・SD2・SF2の層位（畔の北東壁） 縮尺1/80

に、SD1が幕末ごろに掘られたと考えられるので、近代における整地土であったと理解しておきたい。

3 中世の遺跡

(1) 遺構（図版29, 図118）

中世の遺構については、井戸と道路、および複数のピットが検出されている。これらのうち、井戸と道路にかんして解説をおこなう。

SE1は本調査区南西部でみつかった円形の石組井戸。掘形埋土から、D₃類の土師器小皿の破片（IV1・IV2）がとりあげられているので、13世紀代に作られたと考えられる。

石組は東側の上部が残っておらず、西側のもっとも高い石の上面で標高が52.3mとなる。調査期間の関係上、完掘することはかなわず、石組内・掘形ともに標高49.9mのあたりで作業を終了した。

石組内には、人頭大ほどの石がいくつかみうけられ、それらはもともと東側の石組を構成していたと推測される。そうしたものに比べて、石組のなかには長軸が50cm、短軸が30cmくらいの石が10個ほど認められた。それらの大きさからすると、石組に用いられてい

中世の遺跡

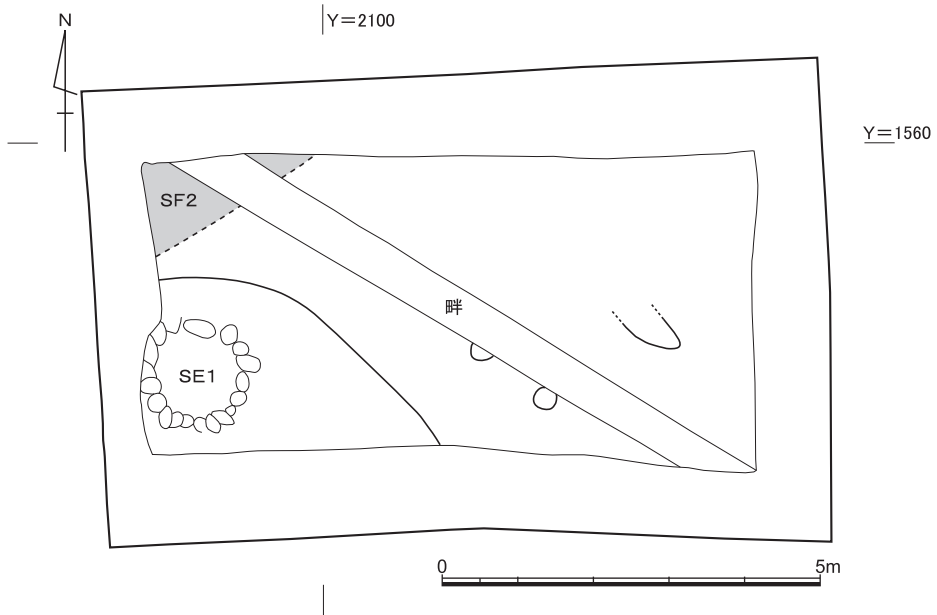


図118 中世の遺構 縮尺1/100

たものとはどうい考えられず、井戸の廃棄に際して入れられるにいたったと解するのが自然となろう。

S F 2 は本調査区北西隅から検出された道路遺構で、白川道に相当する。中世の遺物包含層である第2層の下から、上から順に灰白色・黄橙色・褐灰色の硬化層が確認される。

S F 2 からの遺物の出土量は少なく、それゆえに、その造成年代を明らかにすることはなかなかむずかしい。けれども、下方からD₄類の土師器小皿の破片（IV 7）がみつかったので、褐灰色の硬化層の上面は、13世紀代の路面であった可能性が高いと思われる。

以上の事柄をふまえると、本調査区においては、13世紀代に白川道のほりに井戸が位置していたことが想定される。

(2) 遺物 (図119 IV 1～IV 8)

IV 1・IV 2 は1段撫で手法のD₃類の土師器小皿。IV 2 は口縁部内外面に煤が付着している。以上はSE 1 掘形埋土より出土。

IV 3・IV 4 はD₃類、IV 5 はD₄類の土師器小皿・皿。IV 6 は白磁底部片。外面は露胎で、見込みに浅い圈線を有している。以上はSE 1 石組内埋土より出土。

IV 7 はD₄類の土師器小皿。IV 8 は白磁底部片。内面に蛇の目釉剥ぎが認められる。以

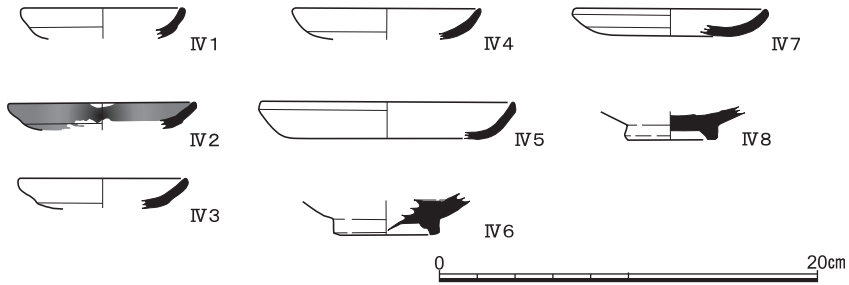


図119 SE 1 掘形出土遺物 (IV 1・IV 2 土師器), SE 1 石組内出土遺物 (IV 3～IV 5 土師器, IV 6 白磁), SF 2 出土遺物 (IV 7 土師器, IV 8 白磁)

上はSF 2 より出土。

4 近世の遺跡

(1) 遺 構 (図版29, 図120)

本調査区の北西隅をのぞき、道路およびその側溝の遺構が確認された。また、中央部分には、東西溝がみつまっている。

SF 1 は白川道に相当する。図117から、277地点の南東部分で検出されたSF 2、すなわち白川道と同様に、当初は北側を掘り込んで造成されたことがわかる。くわえて、時代が下るにつれて、北側の段差は狭まり、ついにはなくなってしまったことが知られる〔千葉・阪口2006〕。

硬化層は黒褐色・黄褐色・灰色などを呈し、小礫が多くまたはまばらにまじっているもの、砂の筋が何本か入っているものなどがみうけられた。轍や東西溝SD 1 などによって削られてしまっており、それぞれの時期の道路幅を把握することはできない。けれども、一番上の硬化層、側溝SD 2 とSD 1 とのあいだのものと近世の遺物包含層となる第1層の左側のものとは、ひとつながりになるとみてよいであろうから、それらを前提にすると、江戸時代末ごろの道幅は5.8mほどとなる。

轍は道路の左側の部分に集中し、大きなものは幅60cmをはかる。その補修にかんしては、①灰黄色・灰色・褐灰色などの土をつめたもの、②拳大の礫と小礫のまじる黄灰色や灰色といった土を入れたもの、③小礫が多くまじる褐灰色・黄灰色の土をつめたもの、④砂がまじる黄褐色・灰黄色といった土を入れたものが認められた。切りあいながら形成された多くの轍から、牛車などがしきりに往来していた様がおさえられる。

近世の遺跡

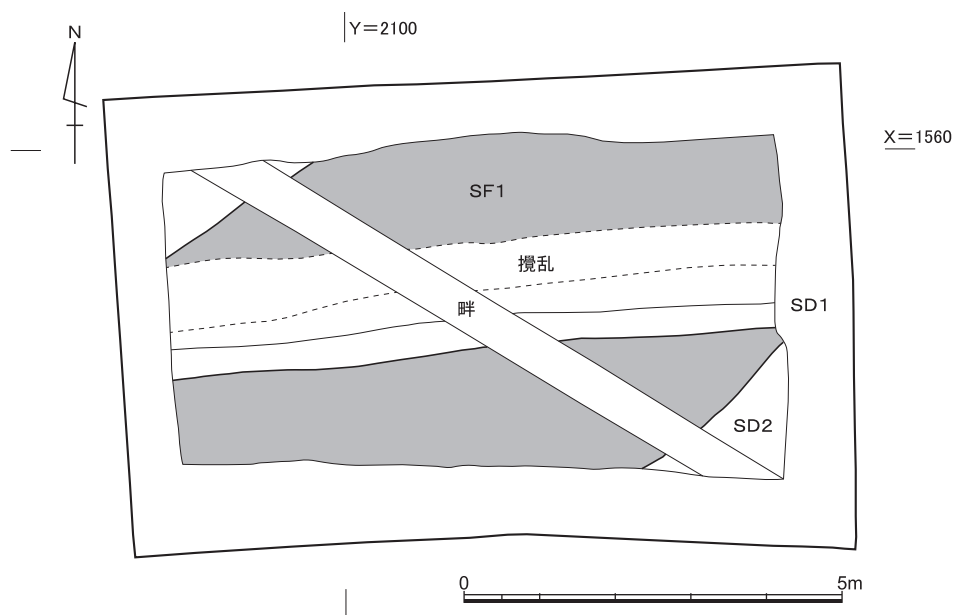


図120 近世の遺構 縮尺1/100

なお、SF1の掘削は、調査期間がかぎられていたがゆえに、SD1の底面までは3回にわけ、それよりも下は1度でおこなった。説明の都合上、上からSF1 A層・B層・C層・D層と呼ぶことにしたい。SF1からは、あわせて整理箱2箱半くらいの遺物が出土している。そのうちA層は1箱半、B層からD層までは1箱ほどとなる。ただし、D層からの遺物は、ビニール袋1袋分くらいで、非常に少ない。それには染付の小片がいくつか含まれており、こうした点などにもとづくと、SF1は18世紀以降、幕末にかけて徐々に積みあげられていったことが推測される。

ちなみに、A層からC層までの遺物は、陶磁器の破片が大半を占める。なかでも留意すべきは、A層から多数の遺物がみつかった点で、道路をつき固めるためにそれらが利用された可能性も残されているのではないと思われる。

SD2は白川道の側溝であり、図117から、路面の上昇にともなって幾度か作りなおされていたことがみてとれる。下部の4つの層は、褐色や灰黄褐色などの砂となり、水が流れていた状況がうかがえる。

なお、上部の5つの層は、褐灰色や黄灰色などを呈する土となり、遺物の出土が比較的多かった。いっぽう、下部の層には、それはほとんど含まれてはいなかった。説明の便宜

上、前者を上層、後者を下層と呼ぶことにしたい。

S D 1 は底部の幅が60cmほどとなる東西溝で、S F 1 を掘り込んだものとなる。遺物の大半は、第5・6層よりとりあげられている。

このS D 1 にかんしては、当初、尾張藩吉田屋敷の南堀の一部にあたるのではないかと推測していた。けれども、こうした解釈を下すのはむずかしいと考えるにいたった。

これまでの発掘・立合調査の結果、吉田屋敷の南堀とされるものは、東から89・335・337・188・293・395地点で確認されている。これらのうち、89地点の北西隅でみつかったS D 1 は、南東のコーナー部分となり、最大幅が約4.5m、底部の幅が約2mをはかる〔五十川1981〕。また、377地点では、上部の幅が約4.6m、底部の幅が約1.4m〔伊藤2013b〕、293地点では、前者が約3.8m、後者が約2m〔清水・千葉2006〕となる。くわえて、おのおの地点を線で結び、それを西の方へと伸ばしていくと、本調査区の南側に位置することになる。それら事柄に徴するに、本調査区のS D 1 を吉田屋敷の南堀と断定するのは躊躇を覚える。

しかしながら、本調査区は吉田屋敷のうちに含まれている点をみすごしてはなるまい。また、S F 1 が道路として機能している段階で、S D 1 が造作されたとはとても考えづらい。さらに、S D 1 から出土している遺物は、幕末ごろのものとなり、新しい時期のものはいっさい認められない。これら諸点を勘案すると、東西溝S D 1 は、尾張藩の吉田屋敷にかかわる遺構であるとみなしてよいのではなからうか。

(2) 遺物 (図121~124)

S F 1 出土遺物 (IV 9~IV 36) IV 9 は玉縁をもつ丸瓦。凸面は縄叩きののち撫でて形が整えられており、凹面には細かな布目圧痕が残る。D層より出土。

IV 10 は古瀬戸の小皿。灰釉がかかり、体部外面下半から底部外面を露胎とする。IV 11・IV 12 は灯明受皿。いずれも内面に灰釉をほどこす。IV 13・IV 14 は磁器染付。前者は椀、後者は瓶であろう。IV 15 は泥面子。IV 16 は直方体を呈する埴。5面いずれも縄叩きをほどこしている。むかいあう面積のひろい2面は、周縁部分をのぞいてくぼんでおり、そこに楕円形の孔があげられている。その長辺はどれだけあったのか、つまびらかにしえないものの、短辺は10cmをはかる。また、面積のせまい3面の幅は、約4.5cmとなる。以上はC層より出土。

IV 17 は陶器蓋。白泥を用いていっちゃん描きしたのち、透明釉をかけている。IV 18・IV 19 は磁器染付の皿・仏飯。以上はB層より出土。

近世の遺跡

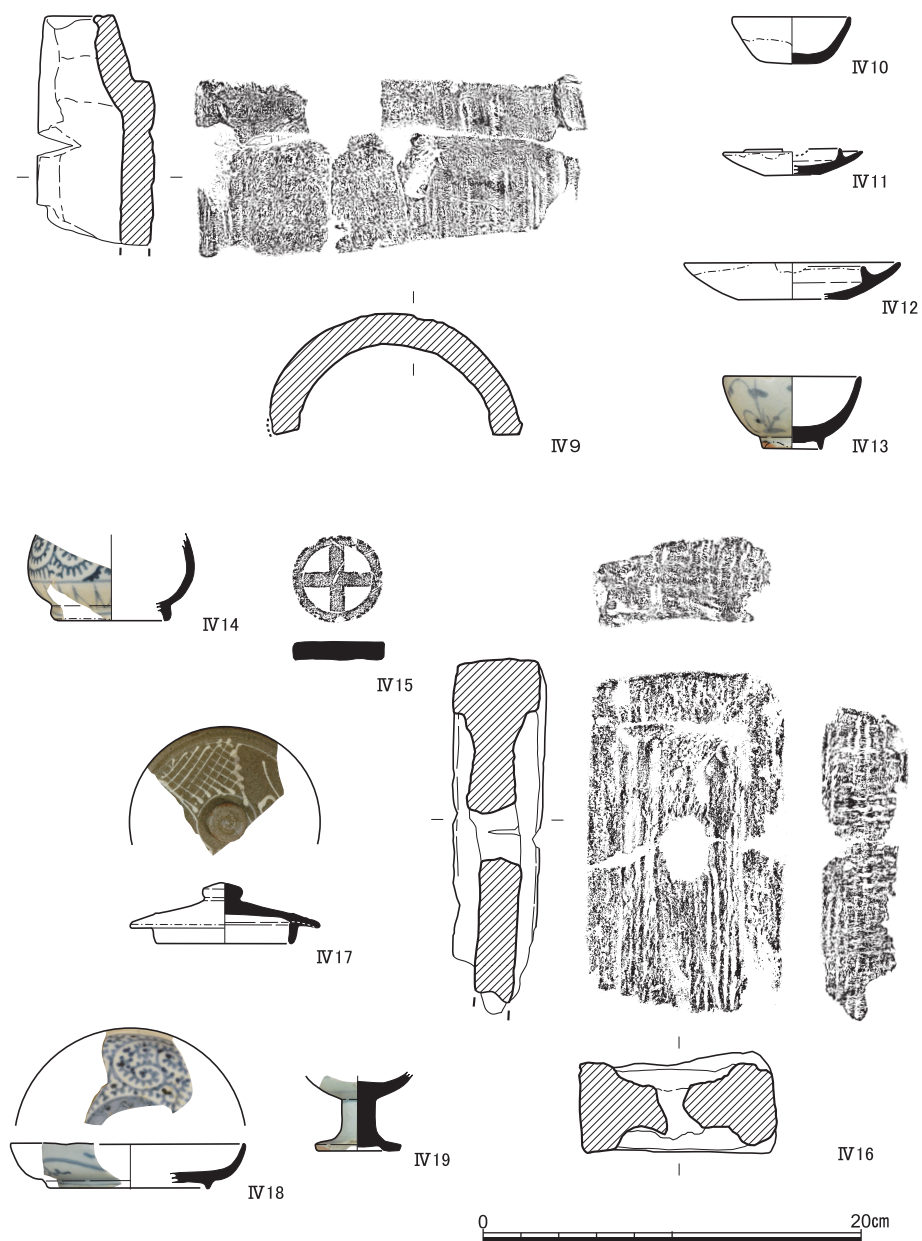


図121 S F 1 D層出土遺物 (IV 9丸瓦), S F 1 C層出土遺物 (IV10古瀬戸, IV11・IV12陶器, IV 13・IV14磁器, IV15泥面子, IV16埴), S F 1 B層出土遺物 (IV17陶器, IV18・IV19磁器)



図122 S F 1 A層出土遺物 (IV20~IV24陶器, IV25~IV35磁器, IV36泥面子), S D 2下層出土遺物 (IV37陶器, IV38~IV40磁器) IV22の拓本およびIV36は縮尺1/2

近世の遺跡



図123 S D 2 上層出土遺物(1) (IV41・IV42土師器, IV43～IV54陶器, IV55～IV62磁器) IV54の拓本は縮尺1/2

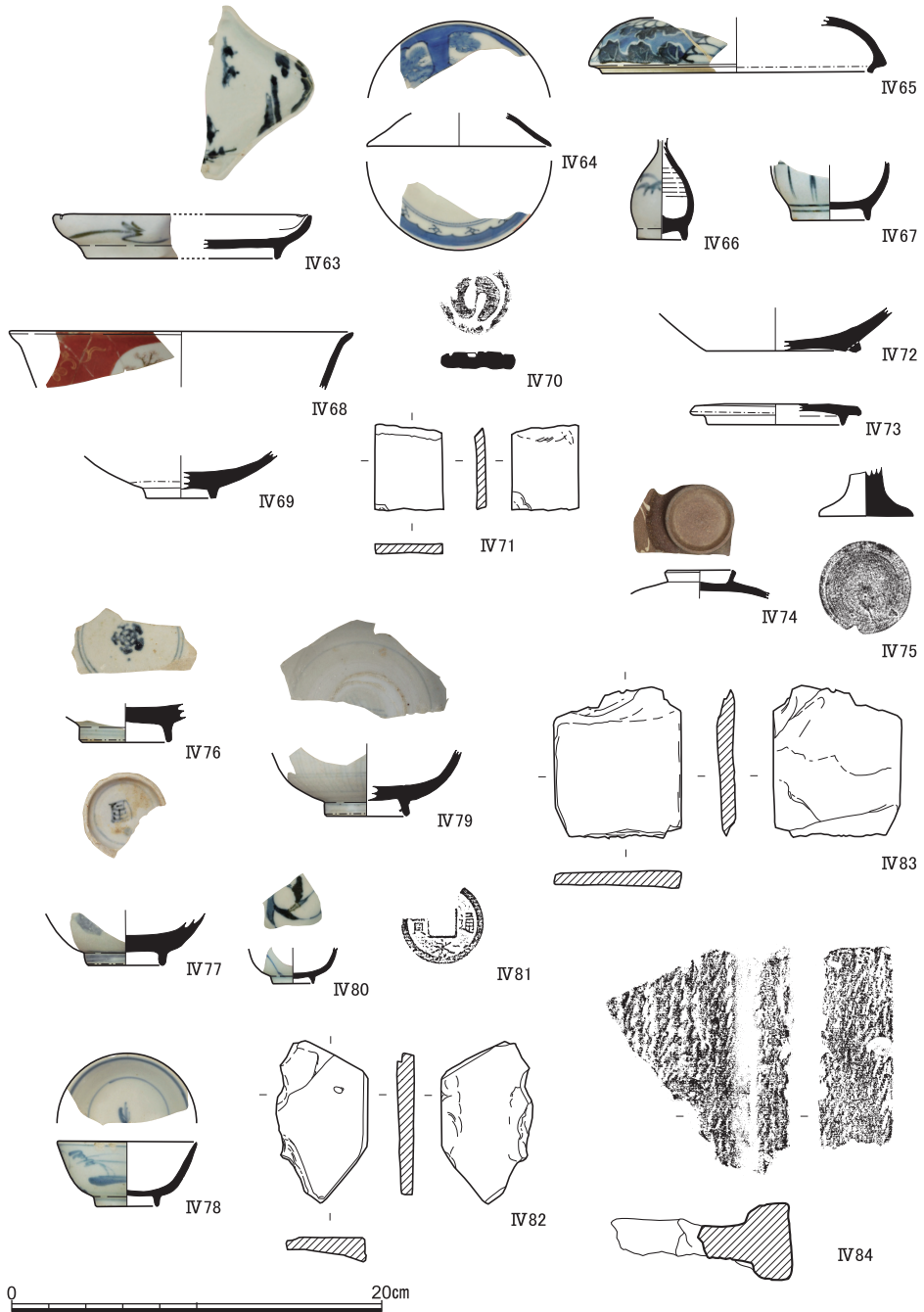


図124 S D 2 上層出土遺物(2) (IV63~IV68磁器, IV69白磁, IV70泥面子, IV71砥石), S D 1 出土遺物 (IV72~IV75陶器, IV76~IV80磁器, IV81銭貨, IV82・IV83砥石, IV84磚) IV81は縮尺1/2

IV20～IV24は陶器。IV20・IV21は京・信楽系。前者は見込みに鉄絵が認められ、蛇の目高台の内側に「仙」と墨書する。後者にも輪高台の内側に墨書がみうけられる。IV22は鍋。底部外面端に「晶」と思われる刻印が存する。IV23は蓋。IV24は鉢。IV25～IV35は磁器。IV25～IV28は染付の椀。IV25の見込みには「大明年製」の銘款があったことが察せられる。IV29は染付の皿。IV30は染付の墨入れの注口部分。2つの目を有し、口から墨を出す作りとなっている。IV31は染付の仏飯。IV32・IV33は赤絵の盃。IV34も盃で、見込みに赤を用いて文字を記しているものと思われる。IV35は「みづこや／登□」と読める。IV36は泥面子。以上はA層より出土。

SD2 出土遺物 (IV37～IV71) IV37は陶器すり鉢。7条1単位のすり目が存する。IV38・IV39は磁器染付の椀。IV40は磁器染付の仏飯。以上は下層より出土。

IV41は焙烙。IV42は土製品。口縁端部を外側に折り曲げ、体部外面中ほどを突起させている。IV43～IV53は陶器。IV44は京・信楽系の小杉椀。IV45・IV46は灰釉をほどこす灯明皿。いずれも口縁部外面に煤が付着し、見込みに目跡が認められる。IV47～IV50は蓋。IV49は白泥でいっちゃん描きしたのち、緑色の釉を粒状にちらしかけている。IV51は天目の小壺。底部外面に回転糸切り痕がみうけられる。IV52はすり鉢。5条1単位のすり目が存する。IV53は鉢。灰白色の釉がかかり、体部外面下端から底部外面を露胎とする。IV54は焼き締めで、おそらくは把手であろう。「音羽」などの刻印が認められる。IV55～IV67は磁器染付。IV55～IV61は椀。IV57は体部外面に漢詩がしたためられている。IV62・IV63は皿。後者は変形皿で、体部の形にあった高台を貼り付けている。IV64・IV65は蓋。後者には焼き接ぎがみうけられる。IV66・IV67は德利・瓶の類。IV68は焼き接ぎがおこなわれている色絵の椀。IV69は白磁の底部片で、見込みを蛇の目釉剥ぎとする。IV70は泥面子。IV71は明褐灰色を呈する砥石。以上は上層より出土。

SD1 出土遺物 (IV72～IV84) IV72～IV75は陶器。IV72は鍋。IV73・IV74は蓋。IV75は仏飯。底部外面は露胎で、回転糸切り痕が認められる。IV76～IV79は磁器染付の椀。IV80は磁器染付の盃。IV81は寛永通宝。IV82はにぶい黄橙色、IV83は浅黄色を呈する砥石。IV84は埴。穿孔および3面に縄叩き痕がみうけられる。

5 文献史料などからみた白川道・尾張藩吉田屋敷

(1) 白川道と白川馳道

江戸時代の白川道などをめぐって、管見に入った史料をもとに概観していく。

黒川道祐による『遠碧軒隨筆』には、「荒神口 近江路 白川より山中越、坂本へ出る」と記されている⁽¹⁾。また、東大路通と東一条通の交差点の北東角には、沢村道範が宝永6年(1709)11月に建てた道標が存しており、それには「右 さかもと／からさき 白川の道」「左 百まんへんの道」(／は改行を示す)と刻まれている⁽²⁾。さらに、享保2年(1717)にそのおおよそがあらわされた『京都御役所向大概覚書』2・京七口のところには、「一、荒神口 近江路／一、山中越荒神口ヲ出白川村へ懸り江州山中村江出ル式里程、／一、江州坂元江右之道ヲ行三里餘」としたためられている⁽³⁾。

これら記述によると、白川道は荒神口から北東方向に白川村へといたる路であり、そこから山中越をへて近江の坂本などに通じていたことが知られる。しかしながら、洛中から白川村に達する道路にかんしては、そのほかに白川馳道を逸することができない。

貞享元年(1684)に黒川道祐がまとめあげた『雍州府志』巻第8・古蹟門上では、白川馳道⁽⁴⁾について、今出川口から白川村にいたる路であり、織田信長が安土城を居城としていたときには、多くの人びとが都からこの道、山中越、東坂本を通過して、そこへとおよんでいたことが語られている⁽⁵⁾。今出川口にかんしては、宝暦4年(1754)に成立した『山城名跡巡行志』第1・洛陽寺社名所古跡に、今出川通の1町北に位置し、出町口ともいうとみえている⁽⁶⁾。したがって、白川馳道は、今出川口から東の方向に白川村へと達していたことがおさえられよう⁽⁷⁾。現在の叡山電鉄・出町柳駅の前から百万遍の交差点へといたる道路が、その一部にあたることもくされる。

それでは、この白川馳道はいったいいつごろ造成されたのであろうか。『山城名跡巡行志』第2・愛宕郡2・寺社名所古跡・白河のところでは、白川馳道について「此所今出川口ノ東ニ当テ大路也」と記したのち、「本道ハ荒神口ヨリ吉田ノ西ヲ経テ此村ニ至ル。北国街道也」というように、白川道のことが述べられている。そこにみえる本道とは、「中心になる主な道」のことを意味する⁽⁸⁾。かかる両道の位置づけに徴するに、白川道の設置の方が白川馳道のそれよりも古くにさかのぼるのではないかと推察される。

以上の事柄をふまえたうえで、注目すべきは、『兼見卿記』天正3年(1575)2月15日条である⁽⁹⁾。それによると、みずからの領国内における道路にかんし、その幅を3間(5.5m弱)に造るようという織田信長の命令をうけて、吉田などの10郷は山中路の600間分を普請するよう課せられたとする。そして、そうしたことにくわえて、「但今道者、至北白川西口自上京造之也」と書きつづられている。

このような記載にかんしては、白川道の拡幅のことを指すのではなく、上京から吉田山

の北のあたりに位置する北白川西口にいたる道が新たにこしらえられたと理解すべきであろう。『兼見卿記』天正3年2月27日条には、「当所領内ニ植松。今度自上京造之路次也」とみえており、これは吉田兼和（兼見）が吉田郷内にもうけられた上京からの新道に沿って松を植えたことを意味する。したがって、それは上京から吉田郷をへて北白川の西口へと達していたのが知られる。結論を先に述べれば、この路が白川馳道に相当すると考える。そこで、以下に、その根拠を列記していきたい。

まず、1つ目は、『兼見卿記』天正3年3月3日条によると、織田信長は近江から山中路および新道を通して上洛し、相国寺の塔頭である慈照院（上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町に所在）を宿所とした点だ。もとより、相国寺慈照院へと入るには、北白川西口から西方にむかうのが最短経路となろう。

ひるがえって、相国寺にかんし、みすごすことができないのは、天正2年4月2日の日付を有する聚光院じゆこういん文書のうちの1点、そのなかの「又信長去月廿日比上洛、相国寺ヲ城被構、諸塔頭悉居取候由候。（中略）又多聞之城も松永右衛門助降参、城ヲ被明候。主殿なとハ相国可被引之沙汰有之」という記載である⁽¹⁰⁾。これによると、3月20日ごろに上洛した信長は、相国寺を城にしようとし、もろもろの塔頭をことごとく占有したという。くわえて、松永氏の居城であった多聞城（現在の奈良市法蓮町に所在）から、その主要な建物を相国寺に移築しようとしていたことが知られる。察するに、新道の造成は、信長が相国寺を京都における拠点にしようとして計画していた点と密接に関連しよう。つまり、岐阜城・相国寺間の往来の便をよくするために、捷徑として敷設されるにおよんだことが推量される⁽¹¹⁾。

つづいて、2つ目は、『雍州府志』の記述となる。前にふれたように、それには白川馳道が織田信長との関係で説明されている。さらに、注目すべきは、おなじく黒川道祐が執筆した『遠碧軒随筆』の文章であり、「今の白川へ行道の左右の松は、信長公安土に城を建て、京より見物に来るものを、此道を通して山中越にゆかしむる道の並木なり」と書きつづられている。これによると、「白川へ行道」、すなわち白川馳道は信長によってもうけられたのが読みとれることになる。

等閑に付すべきでないのは、白川馳道の馳道である。それは「天子や貴人の通る道筋」という意味を有している⁽¹²⁾。こうした点と『雍州府志』の記載などを勘案するに、白川馳道とは織田信長が通行した路、ひいてはかれが作るよう指示した道路であったとみなしてよいのではあるまいか。ちなみに、先にふれた吉田兼和が植えた松と、『遠碧軒随筆』

に見える「左右の松」「並木」の一部とは合致すると解して支障なからう⁽¹³⁾。

かくして、白川馳道が天正3年2月に織田信長の命によってこしらえられたことを論じた。この白川馳道は北白川の西口で白川道とまじわっていた。要するに、近世の吉田村には、山中越へと通じる大きな道路が2本存していたのを把握することができよう。

(2) 尾張藩吉田屋敷の設置の時期およびその背景

つづいて、尾張藩の吉田屋敷について、収集しえた史料などにもとづき、説明をくわえていく。

『京都坊目誌』上巻之27(吉田篇)・上京第27学区(吉田町)之部・字冠石のところには、「文久二年尾張徳川氏藩邸を設く」としたためられている。これまで、こうした記載に依拠して、文久2年(1862)にそれが建置されたと語られる場合が少なくなかったといえる。しかしながら、その年紀はあやまっていると断言することができる。

とりあげるべきは、蓬左文庫に架蔵されている尾州茶屋家文書のうちの1点、「文久三癸亥年 手元記録 下」における11月2日条の記述となる。以下に、のちの考察に必要となる箇所を抜萃する⁽¹⁴⁾。

一、京都元メ方より左之趣申来ル。

当地吉田領之内、高畑与申田所、初凡式万坪程
御買上ニ相成、当地 御館御取建之筈、付而ハ
右御地所買主名前、
旦那様へ被 仰付候而も差支之筋無之哉之
段、当春 旦那様御在京之砌、御内意御座候
ニ付、御差支之筋無之趣御申上置ニ御座候処、
其後追々御取調ニ相成、既ニ弥御買上御治定ニ
相成、既ニ代金も御渡相済申候ニ付、去ル十八日在京
役衆尾崎八右衛門殿・永田益衛殿・茜部小五郎殿
列座ニ而、別紙写之通、書付被相渡申候。尤
旦那様御名代上田小右衛門相勤申候。(後略)

傍線をほどこした旦那様とは、尾張徳川家の御用達となる尾州茶屋家の当主・良與(のち長與)のことを指す。この良與が名目上の買主となって、その手代である上田小右衛門のはたらきにより、吉田領内の土地が文久3年10月18日より少し前に、藩の屋敷を建設することを目的に購入されるにいたった点が読みとれる。このような事柄を前提にすると、

館舎などがそろい、かつ藩邸として十全に機能するようになるのは、元治元年（1864）以降であるとみなすのがすこぶる自然となろう。つまるところ、『京都坊目誌』の記載がまちがっているのは明白であるといえる⁽¹⁵⁾。

上掲の史料のうち、注目すべきは、茶屋良與が在京のうちに、名義上の買手となっても不都合は生じないかといった公命が下っている点だ。良與はそのころ、前藩主である徳川よしかつ慶勝にしたがひ、京都に滞在していた。

14代の藩主で、尊皇攘夷・朝幕協調の考えを強くもっていた慶勝は、朝廷の意向をくんだ幕府の命により、將軍家茂の上洛に先んじて文久3年正月8日に入京している⁽¹⁶⁾。このころの尾張藩は、慶勝とその弟で佐幕の立場をとっていた15代藩主・茂徳もちながという二頭体制のもとにあった⁽¹⁷⁾。ただし、同年9月に茂徳は、家督を慶勝の子である幼少の元千代（のちのよしのり義宜）にゆずり、かれの後見役に慶勝がつくことで、そのような様態は終焉を迎えることになった。

さて、上京した慶勝は、縁戚にあたる近衛家の河原御殿に止宿した⁽¹⁸⁾。その際、随行していた藩士などは、妙顕寺（上京区妙顕寺前町に所在）や東福寺を宿所としたのが知られる⁽¹⁹⁾。尾張藩はこれよりも前にすでに京都において屋敷を構えていた。それは蛸薬師・錦小路の東西の通り、室町・新町の南北の通りにかこまれた区画のなかに位置していた⁽²⁰⁾。もとより、そこにも藩士らが入ったに相違あるまい。けれども、その屋敷はせまかったがゆえに、多数の者は他所に宿泊せざるをえなかったと考えられる。

そこで、上記の事柄をおさえたいうで、話題を吉田屋敷のことにもどそう。いま一度確認するに、それを建てるために土地購入の件がもちあがったのは、文久3年春のことであった。つまりは、慶勝の滞京時における出来事となって、そうした話が進められたのは、多くの人びとを収容しえない既設の藩邸の小ささに基因しよう。ただし、かような点にくわえて、向後、京都が政局の中心となるのをみこしたうで、新たな確固とした拠点をきざくよう意図されていた面もまた否定することができまい。

なお、先にあげた史料の最初のところには、吉田領内の高畑⁽²¹⁾という田地を、当初は2万坪ほど買いあげようとしていたと書きつづられている。しかしながら、そのような記述からすると、最終的にはそれよりもひろい土地が購入されるにいたったことがくみとれよう。事実、愛知県公文書館に所蔵されている「吉田御屋敷之図」⁽²²⁾では、「三万三千三百三十三坪」と書き込まれている。おそらく、この坪数とおなじ、もしくはそれに近い土地が、文久3年10月18日よりもやや前に買い入れられたとみてよかろう。

「吉田御屋敷之図」によれば、その北半のところ、北・東・西を「竹かき」でかこまれた「弓鉄砲兵法稽古場」が描かれている。幕末の京都における動乱に対処するため、ひろい吉田屋敷内において軍事訓練がおこなわれていた点は、たいへん興味深い。

よく知られているように、尾張藩の吉田屋敷の地には白川道の一部が含まれており、その設置の結果、それは分断されることになった。しかるに、こうしたことにもなって、交通がいちじるしく阻害されるにおよんだとは考えづらい。たとえば、慶応4年（1868）の「改正京町御絵図細見大成」には、「尾張屋敷」のすぐ西に南北の道が記されている⁽²³⁾。これは、沢村道範が建てた道標の「左 百まんへんの道」におおむね一致するのではないかと思われる⁽²⁴⁾。すなわち、白川道から分岐するこの道を進めば白川馳道につながり、いささか遠まわりになるけれども、山中路を通して近江へといたることが可能であったといえる。

さらに、吉田屋敷の立地について付言するに、「改正京町御絵図細見大成」では、「尾張屋敷」が白川馳道に接して、その南側に描かれている点をおろそかにはしえまい。要するに、白川馳道および白川道をたどれば、容易に洛中へとおもむくことができるのであって、かかる点が吉田の地を選ばせた大きな要因の1つであったと想定される。

なお、尾張藩の京都における拠点として重要な役割をはたしていた吉田屋敷は、明治4年（1871）に処分されるにいたったと指摘されている⁽²⁵⁾。それが機能していたのは、わずか数年にすぎず、始末されて以降、その地はふたたび田畑⁽²⁶⁾としてしばらくのあいだ利用されることになった。

6 小 結

最後に、前節における検討結果をふまえたうえで、SF1とSD1にかんし、若干の補足をおこなっておきたい。

近世の白川道となるSF1は、数多の轍の存在から、18世紀以降、幕末にいたるまで交通量が落ちていなかったことが推定される。白川馳道とともに、京・近江間の往還として重視されていたことがうかがえよう。さりとて、本調査区では、江戸時代前期の路面を確認しえておらず、それは北隣の277地点においても同様となる。これについては、その調査担当者により、18世紀前後における道の普請にもなって、それがなくなってしまった可能性が指摘されている〔千葉・阪口2006〕。さような理解が妥当なのかどうか、今回の調査で明らかにすることはかなわず、畢竟、今後の課題として残しておかざるをえまい。

つぎに、SD1にかんしては、尾張藩の吉田屋敷にまつわる遺構であると推量した。ただし、先にとりあげた「吉田御屋敷之図」では、それに相当するものが描かれていない。また、蓬左文庫に架蔵されている2枚の「吉田御屋敷惣図」⁽²⁷⁾にも、それに一致するものが認められない。もちろん、それらはある時点における吉田屋敷の様子を記したものとなるので、みえないことがただちにSD1と同屋敷との関連を否定する根拠にはならない。それらが描かれたのとちがう時分に、東西溝SD1が掘削されるにいたった可能性が残されているといえる。したがって、その性格をはっきりとさせるためには、周辺における発掘調査の成果をまたなければなるまい。

現地調査と整理作業は笹川尚紀が担当し、磯谷敦子・長尾玲・上阪航・西田陽子・佐々木夏妃・坂川幸祐・畠中優志が補佐した。なお、史料の閲覧に便宜をはかっていただいた関係諸機関にあつく御礼申しあげる。とりわけ、その際にたいへんお世話になった京都府立総合資料館の松田万智子氏・辻真澄氏にたいしては、記して謝意を表したいと思う。

〔注〕

- (1) 『史料 京都見聞記』第4巻 見聞雑記I。
- (2) 出雲路敬直『京都の道標』、ミネルヴァ書房、1968年。この道標は現在、その下の部分がコンクリートのなかにうもれており、文字をすべて確認することができない。なお、沢村道範にかんしては、『東海道名所図会』巻の1・小関越のところによると、延宝(1673~81)のころ、山科の四宮村にその邸宅があったとされる(新訂 日本名所図会集1『東海道名所図会[上]』)。
- (3) 清文堂史料叢書 第5刊『京都御役所向大概覚書』上巻。
- (4) 元禄2年(1689)成立の『京羽二重織留』巻之1(『新修 京都叢書』第2巻)、同3年完成の『名所都鳥』巻第3(『新修 京都叢書』第5巻)では、白川馳道の馳道にたいして「はせみち」と傍書する。
- (5) 『新修 京都叢書』第10巻。
- (6) 『新修 京都叢書』第22巻。
- (7) 黒川道祐が『雍州府志』の執筆にあたって、白川馳道をとり白河・山中越を通して坂本へとおもむいていたことは、かれによる『近畿歴覧記』のうちの「三井行程」冒頭部分からわかる(『新修 京都叢書』第12巻)。また、窪木清測が寛政5年(1793)4月23日に、坂本から白河嶺(山中路)・白河村・白川馳道をへて下加茂祠にもうでたことは、かれがしたためた『西遊日記』より知られる(『史料 京都見聞記』第2巻 紀行II)。
- (8) 『日本国語大辞典 第2版』第12巻・「ほんどう【本道】」の項。
- (9) 史料纂集 古記録編『新訂増補 兼見卿記』第1。
- (10) 『大日本史料』第10編之21・192頁。
- (11) 『松雲公採集遺編類纂』に収められている「東大寺金堂日記」には、天正3年3月のところに、「スリハリ埜(峠)ヲヨコ三間、深サ三尺ニホラル。人夫二万餘、岩ニ火ヲタキカケ上下

作之。濃州ヨリハ、三里ホトチカクナルト也。田ヲモウメラル、由也」と記されている（奥野高廣『増訂織田信長文書の研究』上巻〔吉川弘文館、1988年〕796・797頁）。すなわち、信長の命によって、滋賀県彦根市に所在する摺針峠（中山道の一部）の大きかりな改修がおこなわれ、その結果、美濃・京都間が12kmほど縮まったとされる。

なお、結局のところ、信長が京都においてみずからの城をきずくにいたらなかった点にかんしては、河内将芳「京の城と信長—なぜ信長は京都に城を構えなかったのか」（千田嘉博ほか・奈良大ブックレット05『城から見た信長』、ナカニシヤ出版、2015年）を参照。

- (12) 諸橋轍次『大漢和辞典』巻12・「馳」の項。

- (13) ちなみに、「洛中洛外図（歴博甲本）」には、「かくらをか」のところに松並木、ならびに路上において松葉をかきあつめる作業をおこなっている2名の人物（瀬田勝哉「北野に通う松の下道—一条通と北野・内野の風景」〔同氏編『変貌する北野天満宮 中世後期の神仏の世界』、平凡社、2015年〕）が描かれている（『洛中洛外図 都の形象—洛中洛外の世界』）。歴博甲本は現存最古の洛中洛外図屏風と考えられており、そこに書きあらわされている京都の景観は大永5年（1525）から天文4年（1535）のものとする。ただし、それには異説もあって（東京国立博物館・日本テレビ放送網編『特別展 京都—洛中洛外図と障壁画の美』第1部、日本テレビ放送網、2013年）、まだまだ検討を深めていかなければならない。

- (14) 請求番号：茶-79。なお、この史料は、林董一『近世名古屋商人の研究』第2部・第3章・3の注（名古屋大学出版会、1994年）において引かれている。しかるに、蓬左文庫で実見したところ、それには誤字・脱字がいくつか含まれているのが確認された。よって、訂正をくわえたものをここに掲げることとする。

ちなみに、本文における茶屋良與にかんする事柄は、先の林氏の著書（第2部・第3章）を参照して書きつづったものとなる。

- (15) 京都府立総合資料館には、「文久三年癸亥冬三刻」「皇都書林 竹原好兵衛版元」「諸御大名御屋敷数相改候えとも、若相違等在之候ハ、御知らせ可被下候」という刊記を有する「文久改正新選京絵図」が2枚所蔵されている（『京都府資料目録—昭和58年8月末日現在—』4862、京都府立総合資料館、1984年）。それらには吉田の地に「尾張殿」とみえている。しかしながら、佛敎大学附属図書館に架蔵されている「文久改正新選京絵図」（同館ホームページ・デジタルコレクション）には、それが記されていない。

こうした相違にかんしては、「諸御大名御屋敷」以下の記述を逸してはならない。これをふまえれば、吉田屋敷が設置されるという情報をえた、ないしはそれが建てられたのちに、版木の一部があらためられた、換言すると、埋木によって変更がおこなわれたことがおさえられよう（木版図の埋木については、上杉和央「版のちがい・摺りのちがい」〔杉本史子ほか編『絵図学入門』5章・コラム④、東京大学出版会、2011年〕を参照）。したがって、佛敎大学附属図書館のものの方が京都府立総合資料館のものよりも前にすられたことが判然となる。

ちなみに、そのような埋木がなされた時期をめぐっては、後者には岡崎の地に「加州ヤシキ」がみえ、前者にはそれが存しない点に注意をはらっておきたい。加賀藩は慶応3年（1867）8月6日より前に、岡崎村の4万3038坪餘の土地を借りうけ、そこに建物をかりにもうけて藩士をおいていた。しかるに、同年8月6日にその地を賜り藩邸となすよう幕府に求めている（『加賀藩史料』藩末篇下巻）。加賀藩が岡崎村の土地を借用したのは、その日よりかなり以前にさかのぼることはまずあるまい。よって、こうした事柄に徴するに、「尾張殿」の追記は慶応に入ってなされた可能性も残されているといえる。その是非はさておき、「文久改正新選京絵図」の記載をもって、文久3年の冬には尾張藩の吉田屋敷がきずかれていたと指摘するのは、

断じて差し控えなければならない。

- (16) このたびの慶勝の上京をめぐっては、白根孝胤「将軍上洛と徳川慶勝」（財団法人徳川黎明会 徳川林政史研究所監修『江戸時代の古文書を読む―幕末の動乱』、東京堂出版、2010年）を参照。
- (17) 慶勝・茂徳による双頭統治にかんしては、藤田英昭「文久二・三年の尾張藩と中央政局―徳川慶勝・茂徳二頭体制下の尾張藩の政治動向―」（家近良樹編・大阪経済大学日本経済史研究所研究叢書第16冊『もうひとつの明治維新―幕末史の再検討』、有志舎、2006年）を参照。
- (18) 『尾藩世記』10・文久3年正月8日条（『名古屋叢書』3編 第2巻 尾藩世記 上）など。
- (19) 『東西紀聞』3に収められている「御旅館 御屋敷 方角略図」（日本史籍協会叢書142『東西紀聞』1）など。
- (20) さしずめ、天保2年（1831）の「改正京町絵図細見大成」（『慶長 昭和 京都地図集成 1611（慶長16）年～1940（昭和15）年』）を参照。
- (21) 19世紀初頭ごろに作りあげられたと推測される「山城国吉田村古図」（京都大学総合博物館所蔵。[分類] 標本乙4-37）には、高島と記され、それは知恩寺の南に位置している。
- (22) 名古屋市大塚三右衛門家文書のうち、長辺約82cm、短辺約67cm。請求番号：W21-148。なお、愛知県公文書館企画展解説書「尾張藩と明治維新―所蔵文書にみる藩士たち―」（愛知県公文書館、2013年）では、この図に付随する「吉田御屋敷詰役人書上」に京都御用人の尾崎八右衛門の名がみえ、明治2年（1869）8月の改名後の八衛と記されていないことから、両者はそれよりも前に作成されたと指摘されている。くわえて、京都御用人として重要な立場にあったかれの名が、「吉田御屋敷詰役人書上」において最初に掲げられている点から、吉田屋敷が京都における拠点として大きな役割をになっていたことが強調されている。
- (23) 『慶長 昭和 京都地図集成 1611（慶長16）年～1940（昭和15）年』。
- (24) なお、「山城国吉田村古図」には、白川道からわかれて百万遍へといたる路が描かれている。ただし、吉田屋敷の設置にともなって、その一部が作りかえられた可能性はすてきれまい。
- (25) 後藤真一「尾張藩京都屋敷とその役職者たち」（岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』第5篇、清文堂出版、2012年）。
- (26) 『京都坊目誌』では、吉田屋敷について「明治三年二月廢せられ再び田畑となる」としたためられている。なお、第三高等中学校の学生であった喜田貞吉は、「百万遍知恩寺の門前、吉田神社前の社家町附近には、或ひは民家が並んでゐたが、その間は桐畠や麦畑であつた。それから南には聖護院御殿の附近熊野神社の附近に一寸町がかつた家並があるまで、今の帝大敷地はもとより、三高、一中、医学部、病院のあたり、すべてが茶畑、麦畑で今精神病舎のある鴨川端には牧場があり、そこまで殆ど目を遮る様な建物は一つもなかつた」と書き残している（「学校街 学校街の「草分け」は三高」〔岩井武俊編『京ところどころ』、今尾文淵堂、1928年〕）。明治時代前期における吉田・聖護院のあたりの風景がうかがい知られ、たいそう興味深い。
- (27) 請求番号：図-945・946。それらの作成時期の前後関係をめぐっては、伊藤淳史・梶原義実「京都大学本部構内A U25区の発掘調査」（『京都大学構内遺跡調査研究年報 2002年度』、2007年）を参照。なお、後者には、屋敷の北東のところに、「練武場屯所」という小さな建物が記されている。そのまわり、いいかえると、屋敷の北・約1/3の部分は広場となっており、それが練武場に相当することになろう。ちなみに、後者は、『京都大学百年史』総説編 第1編・総説・第8章第1節（財団法人 京都大学後援会、1998年）において掲げられている。